

寒河江市議会手話通訳者等の同行による傍聴に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、開かれた議会を実現するため、聴覚に障害のある者が、手話通訳者又は要約筆記者その他聴覚に障害のある者と意思疎通を適切に行うことができる者（以下「手話通訳者等」という。）を議会に同行させ、議会の傍聴をすることについて、必要な事項を定めるものとする。

(手話通訳者等の同行を認める会議)

第2条 議会に手話通訳者等を同行することを認める会議は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 本会議
- (2) 特別委員会
- (3) 常任委員会
- (4) その他議長が認める会議等とする。

(手話通訳者等の同行の届出)

第3条 前条に定める会議に手話通訳者等の同行を希望する者（以下「手話通訳者等同行希望者」という。）は、次に掲げる書類のいずれかを議長に提出するものとする。

- (1) 手話通訳者等の同行による傍聴届出書（別記様式）
- (2) 寒河江市手話通訳者設置事業実施要綱（平成9年4月1日施行）
又は寒河江市手話・要約筆記奉仕員派遣事業実施要綱（平成18年10月1日施行）の規定による派遣申請書の写し

(手話通訳者等の同行実施への協力)

第4条 議会は、手話通訳者等同行希望者に手話通訳者等の派遣についての情報提供を行うとともに、手話通訳者等の同行が実施されるよう協力するものとする。

(傍聴)

第5条 議会の傍聴にあたっては、寒河江市議会傍聴規則（昭和42年議会規則第2号）を遵守するとともに、手話通訳者等が手話通訳者等同行希望者に対して手話通訳又は要約筆記を行う場合は、議長が指定した場所で行うものとする。

(その他)

第6条 その他手話通訳者等の同行について、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

別記様式

年 月 日

寒河江市議会議長 殿

住所

氏名

手話通訳者等の同行による傍聴届出書

寒河江市議会手話通訳者等の同行による傍聴に関する要綱第3条第1号の規定により、貴議会の傍聴にあたり、手話通訳者等を同行したいので、次のとおり届け出ます。

記

傍聴する年月日	年 月 日
傍聴を希望する 会議	1 本会議 2 特別委員会（予算・決算・その他） 3 常任委員会（総務産業・文教厚生） 4 （ ）
同行者	※同行者の資格について該当するものに○を付けてください。 手話通訳者 手話奉仕員 要約筆記奉仕員 その他
同行者の人数	人
連絡先	※傍聴を認めるにあたり、議会から連絡する場合の連絡先 住所： _____ 電話・ファックス・メール・その他の連絡手段（ _____ ） : _____
その他	※傍聴にあたって要望等がありましたら、具体的にお書きください。